

新たな男性の育児休業取得促進策等について

1 検討状況

- 令和 2 年 9 月～ 労働政策審議会（男性の育児休業取得促進策等について検討開始）
 令和 2 年 12 月 労働政策審議会（男性の育児休業取得促進策等について報告）
 令和 3 年 1 月～ 通常国会（育児・介護休業法等の改正法案提出予定）

2 育児休業取得促進策の主な内容

項目	内容
男性版産休制度	<p>○子の出生直後の時期に、現行の育児休業よりも柔軟で取得しやすい新たな仕組みを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間：妻の出産後 8 週間内 ・取得日数：4 週間（分割して 2 回取得可） ・申出期限：2 週間前（現行育児 1 か月前） ・休業中の就労：労使が事前に調整した仕事は就業可能
取得の働きかけ	<p>○本人又は配偶者に対し、個別に周知し、取得の働きかけを事業主に義務付け（面談又は書面による制度説明）</p> <p>○取得意向の確認については、育児休業の取得を控えさせるような形での周知及び意向確認を認めない。</p> <p>○本人又は配偶者の妊娠・出産の申出をしたことを理由とする不利益取扱を禁止</p>
職場環境の整備	<p>○育児休業を取得しやすい職場環境の整備を事業主に義務付け（研修、相談窓口設置、制度や取得事例の情報提供等）。</p>
現行育児の分割取得	<p>○夫婦それぞれが分割して2 回取得可能（現行 1 回）</p>
取得率の公表等	<p>○大企業（従業員 1001 人以上）に取得率の公表を義務付け</p> <p>○育児休業等取得率を公表していることを、くるみんの認定基準とするとともに、取得率の認定基準を引き上げる。</p>
中小企業支援	<p>○育児取得に伴う代替要員の確保に向けた支援検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣等による代替要員確保や業務体制の整備等に関する事業主の取組への支援 ・ハローワークにおける代替要員確保のための求人に対する積極的な支援 <p>○労働者に対する個別の働きかけ等に活用できる資料提供（ポスター、リーフレット等の周知や環境整備に関する資料）</p>

